

寿台養護学校施設整備事業

基本計画策定支援業務委託

プロポーザル実施要領

～NSD関連プロジェクト～
(主に施設配置に関する計画)

令和 6 年 5 月

長野県教育委員会 特別支援教育課

目 次

I	NSD関連プロジェクトの位置づけ	1
II	趣 旨	1
III	一般事項	1
	1 名称	
	2 主催者	
	3 募集方法	
	4 審査	
	5 性格	
	6 事務局	
IV	日 程	2
V	参加者の資格要件	2
	1 参加資格	
	2 参加不適格者等	
	3 失格基準	
VI	審 査	5
	1 審査委員会	
	2 審査方法	
	3 候補者の特定	
	4 審査結果の発表	
	5 留意事項	
VII	手続き	7
	1 実施要領の配付	
	2 参加表明書の提出	
	3 一次審査書類の提出要請	
	4 現地説明	
	5 質問回答	
	6 一次審査提出書類の提出	
VIII	基本計画策定支援業務委託契約	9
	1 最適候補者選定後の手続き	
	2 基本計画策定支援業務概要	
	3 契約	
	4 履行状況の確認及び措置	
	5 工事受注資格の喪失	
	6 基本計画策定支援業務中のレビュー、設計業務とのつながり	
IX	提出書類の取扱い	9
	1 著作権及び意匠	
	2 提出書類の使用	
X	留意事項	10
	1 経費の負担	
	2 その他	
	○寿台養護学校施設整備事業 基本計画策定支援業務委託プロポーザル質問書(様式1-1)	11
	○寿台護学校施設整備事業 基本計画策定支援業務委託プロポーザル現地説明参加申込書(様式1-2)	12

「長野県スクールデザイン（通称NSD）」は、学校づくりを起点としていますが、そのスコープは広く、教育、地域、そして私たちの未来に広がるものです。

NSD プロジェクトでは「長野県スクールデザイン 2020（県立学校学習空間デザイン検討委員会最終報告書）」を基に、新しい学校づくりを通して、行政、学校、地域の一人一人がプロジェクトの当事者として、新しい社会を共に創造し実装を目指しています。

I NSD 関連プロジェクトとしての位置づけ

本事業は増築校舎建築と位置付けているが、建設予定地は扇状地の扇頂部に位置すること、狭隘であること、また、隣地病院との調整など、様々な課題を含んでいます。

以上を鑑み、本件はNSDの成果と精神を継承しながら、その手続きや提出に係る様々な取引コストを再考し、主旨をより広く発展させる「NSD 関連事業」として位置づけます。

II 趣 旨

本県の特別支援学校は、施設の老朽化とともに児童生徒数の増加に伴う狭あい化が課題となっており、これまで校舎の増築や特別教室の転用等で対応してきましたが、充実した学びを提供するため、教育環境の抜本的改善が必要な時期を迎えています。

長野県教育委員会では、特別支援学校における学びの改革を推進するため、これからの特別支援学校の学びのあり方と、これを支える環境整備についての基本的な考え方を「長野県特別支援学校整備基本方針」に示しました。

また、新たな学びにふさわしい施設づくりとして、「県立学校学習空間デザイン検討委員会」を立ち上げ、新たな学びを実現するこれからの時代にふさわしい学習空間デザインについても検討を進めてきました。事業者選定を基本計画から行う本事業は、長野県が目指す新たな学びを実現する学習空間を事業者と一体となって実現するものとなっています。

寿台養護学校は、中农信地域で唯一の病弱の特別支援学校として、まつもと医療センターに入院する慢性疾患や重症心身障がいの児童生徒と、慢性疾患や精神疾患等の児童生徒を対象に、まつもと医療センターや地域住民、教育・福祉関係者等と連携して学校づくりを行ってきたところです。また、平成30年の中信地区特別支援学校再編整備計画により松本圏域北東部（松本市東部、塩尻市東部）の知的障がい児も対象となりました。

一方で、施設の老朽化や狭あい化・教室等の不足が深刻となっており、「一人ひとりの可能性が最大限伸びる学び」や、「共生社会の実現に向けた協働の学び」を実現する上で、早急な施設整備が必要となっています。

このため、新しい学校施設やその周辺の整備の計画及び設計にあたっては、地域の特性、計画地とその周辺の固有の様々な課題に係る施設の配置、「新しい学び」や「これからの時代にふさわしい学習空間」に係る高度な専門的知識と審美眼を持ち、施設整備に係る県民や関係者などの意見や要望などを十分理解した上で、県とコミュニケーションを密接にとりながら計画から設計まで継続的に共同して取り組むことができる者である必要があります。

そこで、本事業に係る受託者に、特殊な地形に考慮した学校施設に係る「高度な技術力」、新たな学びに係る「時代を超える学習空間デザインを生み出す力」、末永く愛され使い続けられる施設とするための「将来を見越す力」と「県民や関係者など一体となって設計を練り上げていく力量」を求め、本事業を本県とともに共同して進めるパートナーとして最も適した者を選考するため、プロポーザル方式により広く提案を求めます。

III 一般事項

- 1 名 称 寿台養護学校施設整備事業 基本計画策定支援業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）
- 2 主 催 者 長野県
- 3 募集方法 公募とします。
- 4 審 査 審査委員会において、最適候補者、候補者及び準候補者（以下「最適候補者等」という。）を選考します。なお、審査は2段階で行います。
- 5 性 格 本プロポーザルは、事業者の基本的な考え方や学校施設等の設計に関する技術力、学校

施設や学びに対する理解について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者等を選考するために実施するものです。提案は選考を行なうための資料とするものであり、基本計画に際して県が提案された内容に拘束されるものではありません。

6 事務局 長野県教育委員会事務局 特別支援教育課
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
代表電話 026-232-0111 (内線 4377)
直通電話 026-235-7432
ファクシミリ 026-235-7459
電子メール tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

IV 日程

- ・ 実施要領等の配付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年5月28日(火)～6月21日(金)
- ・ 質問(参加表明書に係るもの)・・・・・・・・・・ 令和6年5月28日(火)～6月7日(金)
- ・ 質問への回答(参加表明書に係るもの)・・・・ 令和6年6月10日(月)
- ・ 現地説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年6月12日(水)・6月13日(木)
- ・ 参加表明書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年6月13日(木)～6月19日(水)
- ・ 参加資格通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年6月26日(水)
- ・ 質問(一次審査に係るもの)・・・・・・・・・・ 令和6年6月26日(水)～7月5日(金)
- ・ 質問への回答(一次審査に係るもの)・・・・ 令和6年7月9日(火)
- ・ 一次審査書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年7月9日(火)～7月17日(水)
- ・ 一次審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年7月19日(金)
- ・ 一次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年7月29日(月) (予定)
- ・ 二次審査(ヒアリング)・・・・・・・・・・・・ 令和6年9月1日(日)
- ・ 二次審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・ 令和6年9月6日(金) (予定)

V 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)の資格要件等は、次のとおりです。
虚偽の申告と認められる場合や、参加表明書とともに提出する書類で証明できない場合は、失格となります。

1 参加資格

(1) 参加者の人格等

公告日現在において、次の表のアからソまでのいずれにも該当している者、又は、次のアからソまでのいずれにも該当している者を代表構成員(構成員中で出資比率が最大の者をいう。)とし、次のア、イ及びエからソまでのいずれにも該当している者を構成員として自主結成された共同企業体(構成員の数は代表構成員を含めて3者以内)とします。

区分	参加者の人格等
ア	長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年10月1日告示第640号)のうち、建築コンサルタント業務の登録を行っていること、若しくは同等の資格があると認められた者(※1)であること。
イ	建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ。)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
ウ	公共性を有する建築物(建築基準法別表第1(一)項、(二)項若しくは(三)項の用途に供する建築物)で延べ面積(建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあってはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。)が1,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績(基本設計及び実施設計を元請として行ったものであって、2004年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。)があること。

エ	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
オ	長野県建設工事等入札参加資格者にかかわる入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 「入札参加停止措置要領」は、ホームページ（※ 2）を参照してください。
カ	参加表明時に、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画認可の決定を、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画認可の決定を受けていること。
キ	長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 4 年 10 月 1 日告示第 640 号）第 1 に示す建設コンサルタント等の業務（以下「県発注の他の対象業務」）において、委託契約約款（建築設計）第 14 条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
ク	県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 15 会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
ケ	県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後、委託契約約款（建築設計）第 27 条に基づく業務完了の通知をしていない者でないこと。
コ	県発注の他の対象業務の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
サ	県発注の他の対象業務の入札において、建設コンサルタント等の業務に係る受注希望型競争入札実施要領（平成 25 年 10 月 11 日付 25 建技第 190 号）第 20 の規程により要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
シ	長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
ス	滞納している県税等徴収金がないこと。
セ	本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。 なお、経営上密接な関連がある会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。 1) 人的関係のある会社 2) 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士関係にある場合 3) 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社 4) 事業協同組合とその構成員
ソ	共同企業体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。

※ 1 同等の資格があると認められた者

令和 6 年 6 月 19 日（水）17 時までに県が定める書類（寿台養護学校施設整備事業基本計画策定支援事業委託プロポーザル実施要領（別冊）（以下「別冊」という。）P 別-33～別-35 を参照）を参加表明書提出書類と同時に提出し、一次審査の前日までに同等の資格であることの確認を受けた者のことをいう。

2 「入札参加停止措置要領」ホームページ

https://www.pref.nagano.lg.jp/gi_jukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/sankateishi.html

(2) 配置技術者

ア 単体参加者の場合

公告日現在において管理技術者にあつては次の表の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する者

を配置してください。また、主任担当技術者にあつては担当技術者の中から、建築（意匠）の責任者として次の表の（エ）から（カ）までのいずれにも該当する者を配置してください。

区分	管理技術者
(ア)	参加者の組織に所属していること。
(イ)	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
(ウ)	公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項若しくは（三）項の用途に供する建築物）で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（カ）において同じ。）が1,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を管理技術者若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであって、2004年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの（※1）。ただし、企業共同体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。（カ）において同じ。）があること。
区分	建築（意匠） 主任担当技術者
(エ)	参加者の組織に所属していること。
(オ)	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
(カ)	公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項若しくは（三）項の用途に供する建築物）で延べ面積が500㎡（※2）以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績があること。

※1 現所属における実績に限らず、前・元所属における実績を含めることができる。この場合、参考様式（別冊P別-30）を活用し、前・元所属の責任者に当該実績を証明してもらうこと。（イにおいて同じ。）

※2 広く提案を求める観点から配置技術者に求める設計実績の要件を定めていますが、本業務を受託した事業者は、複雑な施設整備に長きに渡り関わる可能性があるため、発注者としてはそれ相応の高い技術力を期待しています。（イ（カ）において同じ。）

（注意）本プロポーザルに参加する他の参加者である企業共同体の構成員や協力事務所ではないこと。

イ 共同企業体参加者の場合

公告日現在において管理技術者にあつては次の表の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当する者を配置してください。また、主任担当技術者にあつては担当技術者の中から、建築（意匠）の責任者として次の表の（エ）から（カ）までのいずれにも該当する者を配置してください。

区分	管理技術者	
	A者（代表構成員）	B者、C者（代表構成員以外の構成員）
(ア)	代表構成員の組織に所属していること。	/
(イ)	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。	
(ウ)	公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項若しくは（三）項の用途に供する建築物）で延べ面積（建築物1棟あたりの面積とし、増築又は改築にあつてはその棟の当該増築又は改築に係る部分の面積をいう。（カ）において同じ。）が1,000㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を管理技術者若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであって、2004年4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。（カ）において同じ。）があること。	
区分	建築（意匠）	主任担当技術者
(エ)		構成員の組織に所属していること。

(オ)	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
(カ)	公共性を有する建築物(建築基準法別表第1(一)項、(二)項若しくは(三)項の用途に供する建築物)で延べ面積が500㎡以上のものの新築、増築又は改築の設計業務の実績があること。

(注意)

- ・別冊P別-13「共同企業体方式の取扱い」に適合すること。
- ・共同企業体の各構成員は、本プロポーザルの単体参加者又は他の共同企業体の構成員並びに協力事務所でないこと。

2 参加不適格者等

本プロポーザルの審査委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は、参加できません。

3 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る参加者は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

VI 審査

1 審査委員会

(1) 委員

最適候補者等選定の審査は、次の5名の委員により組織された審査委員会で行います。

区分	分野	氏名	所属・役職
委員長	建築	寺内 美紀子	信州大学・教授
委員	都市・建築・災害	小野田 泰明	東北大学・教授
	特別支援教育	下山 真衣	信州大学・准教授
	構造	篠田 諭	JSCA長野・理事
		小松 恭子	寿台養護学校・学校長

(分野別・五十音順・敬称略)

(2) オブザーバー

県関係課及び学校関係者をオブザーバーとします。

2 審査方法

次の手順により審査します。

- (1) 審査は2段階とし、審査委員会が、参加者の技術力、経験、実施体制、テーマに対する考え方等について、総合的に審査を行います。
- (2) 一次審査では、審査時提出書類に記載された管理技術者の経歴、管理技術者及び建築(意匠)主任担当技術者の代表作品(設計のコンセプト及びプロセスを含む)、業務の実施体制、提案書により評価し、5者程度の二次審査参加者を選考します。

	提出書類	対象	審査内容
1	管理技術者の経歴書	管理技術者	(様式3) 主な作品、手持ち業務量、主な受賞歴

2	管理技術者の代表作品	管理技術者	(様式4) 主な作品 (設計のコンセプト及びプロセス)
3	建築(意匠)主任担当技術者の代表作品	建築(意匠)主任担当技術者	(様式5) 主な作品 (設計のコンセプト及びプロセス)
4	管理技術者・主任担当技術者	配置技術者	(様式6) 技術者の業務実績
5	業務の実施体制	参加者	(様式7) 基本計画策定支援業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理の体制」「業務進捗管理の体制」「そのほかに特に重視する業務体制等」(提案書に記載する内容を除く)
6	提案書 (※)	(様式8) A4用紙 1枚 片面 横使い	

※ 提案書

- ・法人名及び個人名は記載しないこと。
- ・文章及び概念図等で簡潔に表現する。
- ・概念図については設計に及ぶような詳細な表現を避ける。
- ・文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。

(3) 二次審査では、業務の実施体制及び提案書をもとに公開プレゼンテーションを実施した後、参加者へのヒアリングを行い、最適候補者等を選定します。

また、二次審査の前に追加の提案書や説明書類を求める場合があります。この場合は、二次審査の提出書類と追加書類によりプレゼンテーションを行います。

なお、二次審査は公開で行い、全ての二次審査参加者及び審査委員会が一堂に会して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

	提出書類	対象	審査内容
1	管理技術者・主任担当技術者	配置技術者	(様式9)技術者の業務実績
2	業務の実施体制	参加者	(様式10) 基本計画策定支援業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理の体制」「業務進捗管理の体制」「そのほかに特に重視する業務体制等」(提案書に記載する内容を除く)
3	提案書 (※)	(様式11) A3用紙 2枚 片面 横使い (文字10.5ポイント以上)	

※ 提案書

- ・法人名及び個人名は記載しないこと。
- ・文章及び概念図等で簡潔に表現する。
- ・概念図については設計に及ぶような詳細な表現を避ける。
- ・文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。

(4) 二次審査の詳細は、一次審査を通過した二次審査参加者に通知します。

3 候補者の特定

県は、審査委員会から最適候補者等の推薦を受け、最適候補者等の特定を行います。

4 審査結果の発表

- (1) 一次審査の結果については、参加者全員に通知します。
また、二次審査参加者については、県のホームページに掲載して公表します。
なお、二次審査参加者には日時、場所、留意事項等を通知します。
- (2) 二次審査の結果については、二次審査参加者全員に通知します。
また、審査結果及び最適候補者等については、県のホームページに掲載して公表します。
- (3) 前各号の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）以内に書面により説明を求めることができます。
- (4) 前号の要求に係る県の回答は、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行うものとします。
なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じません。

5 留意事項

本プロポーザルに関して、審査委員への事前説明その他の接触を行うことは、一切禁止します。
なお、審査委員との本プロポーザルに関する接触などの不正な事実が認められた場合は失格となります。

Ⅶ 手続き

1 実施要領の配付

- (1) 配付する資料
 - ア 寿台養護学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領
 - イ 寿台養護学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領（別冊）
 - ウ 付属資料（別冊に記載）
- (2) 配付期間 令和6年5月28日（火）から令和6年6月21日（金）まで
（事務局では、実施要領の閲覧のみとする。なお、事務局での閲覧時間は8時30分から17時まで（土・日曜日及び祝祭日は除く。）とする。）
- (3) 配付場所 県のホームページ
（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/seibi.html>）

2 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 令和6年6月13日（木）から令和6年6月19日（水）17時まで
- (2) 提出場所 事務局
- (3) 提出方法 郵送（「**配達証明付き書留郵便**」に限る。また、提出期間内必着とする。）
ただし、提出期間の最終日（令和6年6月19日（水））のみ、持参での受付も行います。
持参の受付時間は、8時30分から17時までとします。
- (4) 作成方法 「参加表明書提出書類作成要領」によります。

3 一次審査書類の提出要請

参加表明書の提出者の参加資格を審査した後、参加表明書提出者宛てに参加資格通知を令和6年6月26日（水）までに行います。

4 現地説明

- (1) 実施日時 令和6年6月12日（水）、令和6年6月13日（木）
両日とも14～16時（受付13時30分～14時）
- (2) 留意事項
 - ア 参加を希望する者は現地説明参加申込書（様式1-2）に必要事項を記入しファクシミリ又は電子メールで申込みをしてください。（送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。）
（様式1-2） 提出期限：令和6年6月7日（金）17時まで
原則として、事前申込のない方は現地説明に参加できません。

参加申込の受理を令和6年6月10日(月)17時まで事務局からお知らせします。

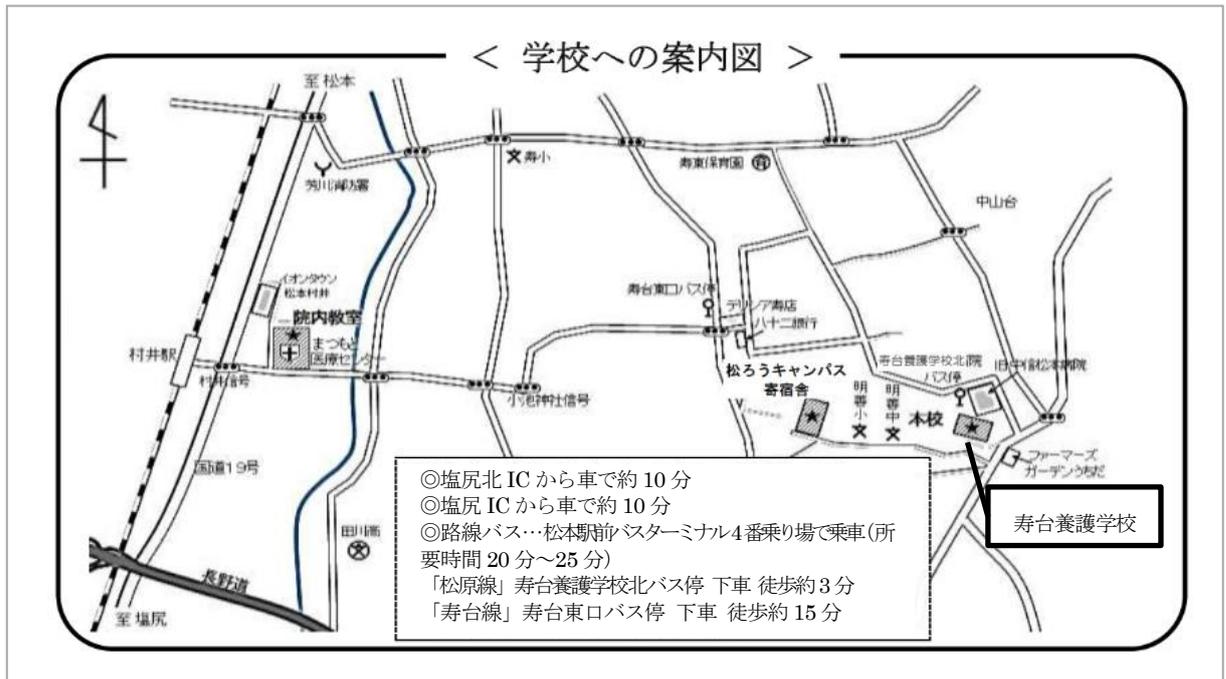
イ 現地説明会の参加者は、参加資格要件を満たす者とします。

なお、出席者は、各参加者につき2名以内(企業共同体的場合は1つの企業共同体的で2名以内)とします。

ウ 当日の受付は、寿台養護学校正門付近となります。

エ 現地説明は、事務局の案内により行います。必ず事務局の指示に従ってください。

オ 感染症拡大状況等に応じて、現地説明を中止する場合があります。なお、中止する場合は、その旨、現地説明参加申込をした者に連絡します。



5 質問回答

(1) 質問の受付期間

ア 参加表明書提出書類に係る質問 令和6年6月7日(金)17時まで(必着)

(土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は8時30分から17時までとする。)

イ 一次審査提出書類に係る質問 令和6年7月5日(金)17時まで(必着)

(土・日曜日及び祝祭日は除き、受付時間は8時30分から17時までとする。)

(2) 受付場所 事務局

(3) 質問方法 質問は、別添様式1-1により、ファクシミリ又は電子メールとする。(送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。)

(4) 回答

ア (1)のアの質問に係る回答は、令和6年6月10日(月)までに県のホームページに掲載します。

イ (1)のイの質問に係る回答は、令和6年7月9日(火)までに県のホームページに掲載します。

6 一次審査提出書類の提出

(1) 提出期間 令和6年7月9日(火)から令和6年7月17日(水)

(2) 提出場所 事務局

(3) 提出方法 郵送(「配達証明付き書留郵便」に限る。当日消印有効。)

なお、令和6年7月17日に郵送する場合は、「配達証明付き書留郵便」かつ「速達」とし、送付した旨、送付当日に事務局まで連絡してください。

(3) 作成方法 「審査時提出書類作成要領」によります。

Ⅷ 基本計画策定支援業務委託契約

1 最適候補者選定後の手続き

- (1) 県は、財務規則に定める随意契約の手続きにより、最適候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で、最適候補者と本業務の委託契約を締結するものとします。
- (2) 最適候補者との契約が整わなかった場合は、候補者以下との随意契約の手続きを行うこととします。

2 基本計画策定支援業務概要

- (1) 業務名 寿台養護学校施設整備事業基本計画策定支援業務（以下「基本計画策定支援業務」という。別冊において同じ。）
- (2) 業務箇所 長野県松本市寿豊丘
- (3) 業務内容 寿台養護学校施設整備事業に係る本体、既存校舎の解体・改修、外構施設整備のため、県が定める基本計画を支援するための業務一式（県の定める委託仕様書による建築・建築設備・外構等の計画及び計画策定に必要な建築基準法・消防法・都市計画法等の事前協議を含む。）
- (4) 履行期間 契約日から令和7年3月21日（金）まで（予定）

3 契約

- (1) 契約書の要否 契約書の作成が必要となります。
- (2) 上限額 11,288千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。
- (3) 契約締結時までにVの「1 参加資格」を満たさないこととなった場合は契約を締結しないこととし、この場合、県は一切の損害賠償の責を負わないこととします。

4 履行状況の確認及び措置

この要領に基づき契約した委託業務について、履行状況の確認を行い、見積書の徴取時に提出された資料の内容と契約後の内容に著しい差異があるときは、委託契約に基づき契約解除を行うことができるものとします。

5 工事受注資格の喪失

基本計画策定支援業務を受託した事業者（協力事務所を含む。）と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事（下請工事を含む。）を請負うことはできません。

6 基本計画策定支援業務中のレビュー、設計業務とのつながり

基本計画策定支援業務を受託した事業者（協力事務所を含む。）は、業務の取組状況のレビューや業務完了時の確認など、外部有識者（本プロポーザル審査委員会の委員を原則とする。以下同じ。）及び県における所要の審査・内容確認を受けることで、基本設計・実施設計業務を受託する相手方と判断できることとします。また、外部有識者は基本計画策定後の設計業務においても本整備事業のサポートをしていく予定です。

なお、審査等の結果、基本計画策定支援業務を受託した事業者を基本設計・実施設計業務を受託する相手方と判断しない場合もあります。

Ⅸ 提出書類の取扱い

1 著作権及び意匠

提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとします。

なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとします。

2 提出書類の使用

県は、本プロポーザルに関する事項の公表及び展示、記念誌の作成をする場合に提出書類の提案書を無償で使用することができるものとします。

その他の県が必要と認める場合は、参加者の承諾を得られた場合に限り、一次審査提出書類を無償で使用することができるものとします。この場合、使用に際しては参加者名を明示します。

提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した参加者において当該第三者に承諾を得ておいてください。

最適候補者等の提出書類の提案書は、本プロポーザルに関する記録としてホームページに公開します。

X 留意事項

1 経費の負担

参加表明書、審査書類の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した経費は、参加者の負担とします。ただし、二次審査の参加者（契約の相手方となった参加者を除く。）に対しては、県の規程により一定の費用（10万円を予定）を支払います。

2 その他

- (1) 提出書類は、IX 2 の場合を除き、参加者に無断で使用しません。
- (2) 提出書類は、最適候補者等の選考作業に必要な範囲において、複製し使用することがあります。
- (3) (様式 2-1) 若しくは (様式 2-2) 及び (様式 9) に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると認めた場合を除き、変更することはできません。
- (4) 一度受理した提出書類の差替えは認めません。
- (5) 参加表明書、審査書類の提出は、参加者 1 者につき 1 件とします。
- (6) 提出された提出書類は返却しません。
- (7) 参加表明書、一次審査書類の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面（様式自由）をもって届け出てください。
なお、辞退することによって、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (8) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知します。
- (9) 基本計画策定支援業務完了前には、外部有識者による基本計画内容の確認を予定しています。
- (10) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）の規定による計量単位に限ります。

(様式1-1) (A4版)

寿台養護学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

質 問 書

令和6年 月 日

長野県教育委員会 教育長 様

郵便番号 _____

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

「寿台養護学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」について、次の事項を質問します。

- 備 考
- 1 質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。
 - 2 「参加表明書類に係るもの」、「一次審査提出書類に係るもの」の質問は、それぞれ別業にしてください。
また、各々提出期限が異なるので注意してください。

(様式1-2) (A4版)

寿台養護学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル

現地説明 参加申込書

令和6年 月 日

長野県教育委員会教育長 様

郵便番号 _____

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

e-mail _____

担当者 _____

「寿台養護学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル」の現地説明への参加を申込みます。
(希望日に○印を付けてください。なお、参加者の分散化を図るため、両日とも参加可能である場合は、両方に○印をつけてください。後日、参加日を通知します。)

【 】 令和6年 6月12日 (水) 【 】 令和6年 6月13日 (木)

(参加者の所属と氏名を記入してください)

所 属	氏 名

(駐車場を希望する場合は○印を付けてください)

【 】 駐車場の使用を希望する (1団体1台まで)

提出期限：令和6年6月7日 (金) 17時まで

提出方法：ファクシミリ又は電子メールで申込みをしてください。(送付後に必ず事務局に受信確認の電話をすること。)

事 務 局 長野県教育委員会事務局 特別支援教育課

(寿台養護学校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル事務局 担当：北島、長田)

ファクシミリ 026-235-7459

電子メール tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

※参加申込の受理を令和6年6月10日(月)17時までに事務局からお知らせします。